

令和 7 年 第 1 回 嬉 野 市 議 会 臨 時 会 会 議 録						
招 集 年 月 日	令和 7 年 7 月 25 日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	令和 7 年 7 月 25 日 午前10時23分			議 長 辻 浩 一	
	閉会	令和 7 年 7 月 25 日 午前10時53分			議 長 辻 浩 一	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1 番	水 山 洋 輔	出	9 番	宮 崎 良 平	出
	2 番	大 串 友 則	出	10番	川 内 聖 二	出
	3 番	古 川 英 子	出	11番	増 田 朝 子	出
	4 番	阿 部 愛 子	出	12番	森 田 明 彦	出
	5 番	山 口 卓 也	出	13番	芦 塚 典 子	出
	6 番	諸 上 栄 大	出	14番	田 中 政 司	出
	7 番	諸 井 義 人	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8 番	山 口 虎太郎	欠	16番	辻 浩 一	出

地 方 自 治 法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市 長	村 上 大 祐	健康づくり課長	
	副 市 長	早 瀬 宏 範	統 括 保 健 師	
	教 育 長	杉 崎 士 郎	子育て未来課長	
	行政経営部長	永 江 松 吾	福 祉 課 長	
	総合戦略推進部長	小野原 博	農業政策課長	
	市民福祉部長	小 池 和 彦	茶業振興課長	
	産業振興部長	井 上 章	観光商工課長	
	建 設 部 長	馬 場 敏 和	農林整備課長	
	教 育 部 長	筒 井 八重美	建 設 課 長	
	観光戦略統括監	中 野 幸 史	新幹線・まちづくり課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	津 山 光 朗	環境下水道課長	
	財 政 課 長		教育総務課長	森 永 智 子
	税 務 課 長		学校教育課長	
	企画政策課長		会計管理者兼 会 計 課 長	
	企画政策課参事		監査委員事務局長	
	広報・広聴課長		農業委員会事務局長	
	文化・スポーツ振興課長		代表監査委員	
	市 民 課 長			
本 会 議 に 職 務 のため出席した 者 の 職 氏 名	議会事務局長	太 田 長 寿		

令和 7 年第 1 回嬉野市議会臨時会議事日程

令和 7 年 7 月 25 日（金）

本会議第 1 日目

午前 10 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 44 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 4 議案質疑
議案第 44 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 5 討論・採決
議案第 44 号 損害賠償の額を定め和解することについて

午前 10 時 23 分 開会

○議長（辻 浩一君）

皆さんおはようございます。本日は令和 7 年第 1 回嬉野市議会臨時会に御参集いただきまして、御苦労さまでございます。

本日は山口虎太郎議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 1 回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第 85 条の規定により、会議録署名議員に、議席番号 10 番、川内聖二議員、議席番号 11 番、増田朝子議員、議席番号 12 番、森田明彦議員を指名いたします。

日程第 2. 嬉野市議会会議規則第 4 条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、去る 7 月 20 日に開催された議会運営委員会において御協議いただきましたとおり、本日 1 日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本臨時会の会期は本日 1 日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりであります。御了承ください。

日程第 3. 議案第 44 号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆様おはようございます。本日、令和7年第1回嬉野市議会臨時会の開会に当たりまして、議員の皆様の日頃の御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対しての御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびの嬉野市議会臨時会におきまして、損害賠償に和解することについての1件について、御審議をお願いするものでございます。

それでは、提出議案について概要を御説明いたします。

議案第44号 損害賠償の額を定め和解することについては、令和4年3月11日に発生した事故につき、損害賠償の額を定め和解するために、議会の議決を求めるものでございます。おけがをされた方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、再発防止に努めてまいりたいと考えてもおります。

以上、簡単ではございますが、今臨時会に提案をいたしました議案について、概要の説明を終わります。

何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（辻 浩一君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。議案第44号につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第44号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第4．議案質疑を行います。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題について3回を超えることはできません。御注意ください。

これより、議案第44号 損害賠償の額を定め和解することについて質疑を行います。質疑ありませんか。宮崎良平議員。

○9番（宮崎良平君）

私からは、金額がかなり大きいですけど、こういうふうになるに至った経緯というのをもう少し詳細にお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

今回の訴訟につきましては、令和6年12月に訴状が届きまして今に至っているものでござ

います。

この途中に、双方の弁護士によりまして、弁護準備手続期日が合計4回開催をされております。その中で協議がなされまして、最終的に1,500万円という金額が出たものでございます。

当初、相手方からは2,000万円を超える要求が出ておりましたが、その後1,700万円を超える和解案などが相手方から再度提出をされ、その内容について双方の弁護士で協議がなされ、この1,500万円という金額となったものでございます。

以上です。（「私は結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

ほかに。増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

こちらの議案の中にあるんですけれども、この事故の当日、こういった状況で事故が起こったのかということと、あと備品ということなんですけれども、備品の当時の管理のあり方、今後どのような備品の管理をされるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

事故当時の状況につきましては、令和4年3月11日に文化センターの談話室で起こった事故でございます。当時、確定申告が行われておりましたが、確定申告の待合室として利用されていた部屋でございます。当時は木製の椅子を使っておりましたが、その椅子にその方が座ろうとした際に手前に引かれたときに、椅子の座面の後ろ部分が外れてお尻から椅子にはまり、その状態で倒れられたものと考えられます。

先ほども申しましたように、当時その部屋は待合室として使用していたもので、職員が常時その部屋にいたわけではございませんので、その状況を目撃した職員はおりませんのでそこはあくまで推測にもなってきますが、椅子にはまった状態で倒れられてけがをされたものでございます。

以上です。（「備品の管理についてお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 浩一君）

教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

お答えいたします。

備品の管理については、こういったことが今後ないようにということで、備品台帳というのが嬉野市にはございます。それに基づいて年数とかをきちんと——これまでも把握をし

ていなかったわけではないですけれども、きちんと把握をいたしまして、廃棄になっている分については全て廃棄をいたしまして新しいものに換えるなり、もう使用をしないということの徹底を図りたいと思います。

ただ、1つだけ、今回の椅子については全く何もしていなかったわけではなく、当時もかなり古くなっていたため修理をしなければならないということで、無償で修理していただけたところで修理をしていて、その後の確認がきちんと間に合っていなかったというような現状があったということを確認していただけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。談話室での事故ということで職員の方はおられなかったということですが、当日、その後の職員の方の対応は、どんなふうな対応をされたか。

それと、先ほど部長から備品のことについて御答弁がありましたけれども、その備品台帳は何年に1回の確認なのか。

それとあと、保育所等や学童とかでも、よく遊具とかの点検というのが毎日ありますけれども、そのような点検というのはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

当時の職員の対応について御説明をいたします。

当日は御本人の様子を確認いたしまして、痛みが続くようであれば病院に行ってくださいという説明をしてその場はお帰りをいただいております。でも、その日のうちに御本人から痛みがあるので受診をしたいという連絡がございまして、整形外科に受診をされております。その状況としては、打撲と捻挫という診断結果があられたということでございました。

それで、その日の夕方に、当時の教育部長、教育総務課長と担当者で御自宅を訪問いたしまして、謝罪をさせていただいております。その上で、そのときの痛みの状況なども確認をし、また、その治療費の賠償についても説明をさせていただいております。

あと、備品台帳について説明をいたします。

備品につきましては、毎年、台帳の確認、整理を行っているところでございます。

あと、遊具などにつきましては教育委員会では学校の遊具が所管になりますけれども、こちらは毎年専門の業者に業務委託をして点検を行っているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

増田朝子議員。

○11番（増田朝子君）

分かりました。

いろんなところに備品があつて、日々そういう事故が起こり得ることが今後もあるかと思っています。実際にそういう備品の管理とか、毎日の確認とかしていただきたいと思いますが、今回の事故に関して担当課としてはどのような、今、備品台帳のこともありましたけれども、今後さらに事故を起こさないためにも、課内でどのような話合いがなされたのかということと、あと、市長にお尋ねしたいんですけれども、いろんな分野でそういう備品関係がありますけれども、どのような見解をお持ちでしょうか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

お答えをしたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、この備品台帳で古いものに関しては使わないということを徹底する、それだけだというふうに思っておりますし、私どもといたしましても、提案理由のところで申し上げましたとおり再発防止にはあらゆる角度で検討を進めておりますので、どうぞその点、御理解いただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

これが令和4年に起こった案件というところでありますので、令和5年度、6年度についてもいろいろ話合いはされているかと思いますが、私のほうが令和7年度からですので、そこからの話でよろしいでしょうか。

令和7年度についても、こういう備品管理だとか、あと、学校関係のいろんなものについては、安全管理というところで徹底を図りまして今後もやっていきたいと、教育委員会一同、注意喚起をしているところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

そしたら、質問させていただきます。

今回この事案が発生してから和解に至るまで3年の時間を要しているということになっていきますけれども、先ほどの質疑の回答を聞いていたら、令和6年12月において訴状が来たと

いうことでした。この間、事故発生から訴状が来るまで、市の対応はどのようにされていたのか。その間においても何らかの対応はされていたと思うんですが、結果として3年間かかったというところの経緯を御説明いただきたいと思います。

それともう一点、先ほどから管理台帳のお話も出てきていますが、今回破損した椅子というのは、その令和4年の段階においては、この管理台帳ではどのような扱いになっていたのか、そこが分かればお願いします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

事故が起こってからの経緯でございます。令和4年3月に事故が起こりまして、当日の件につきましては先ほど御説明をしたとおりでございます。

その後、電話連絡などを行いながら、御本人の状態は確認をさせていただいて、丁寧に対応してきたものでございます。ただ、期間が長くなってまいりましたので、途中、請求書などをお預かりして、一旦その御負担いただいた分をお支払いしたいので、請求書を取りに伺いたいという連絡などを入れましてもなかなか御自宅に伺うことを許してもらえず、全て郵送と電話でやり取りをしてきております。

その後、1年以上たった時点で後遺障害診断書の様式の要求などがございまして、実際その後遺障害診断書が提出をされたのが令和6年に入ってからでございます。その後遺障害診断書が出た後、直後に、これをもちまして示談を進めたいということで説明に上がろうとしましたが、それも家に来ていただくのは困るということなので、郵送をもちまして示談についても協議をさせていただきました。その示談につきましても、同意をしていただけなかったという経緯がございます。

その後も郵便で請求書をいただいたりとした経緯がございまして、その後から、その経過した後、令和6年12月に弁護士の方を介してこの訴状が届いたというものでございます。恐らく痛みがあられて、治療も長く実際かかられて、こういった期間になったものと考えられます。

椅子の扱いでございますが、椅子につきましては、この事故後、全てその木製の椅子は入替えをしております、事務の椅子に入替えをしております。

台帳上は、今現在この椅子は廃棄という処理になっております。備品台帳には、当時の購入日などは記載がありませんでした。というのは、これが文化センターが産業文化センターとして嬉野町時代にできたときから使っている椅子でございますが、恐らくその当時の記録がなくて、嬉野市になってからの備品台帳にも記載ができなかったものと思われます。台帳には木製の椅子として記載はありますけれども、あとの細かい内容、購入金額ですとか、購

入日などの記載はない状態となっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

先ほどの椅子の台帳なんですけれども、嬉野町時代にその該当する椅子は買われていた。それで、嬉野市になった段階では、その椅子自体は備品台帳にはそもそも記載がなかったものという理解でいいんですかね。そういうわけじゃない、どちらですかね。そこをはっきり確認したいんですけど。その椅子は廃棄したので、今現在は台帳上残っていないということですけど、令和4年の事故発生当時も、古いものだったので台帳には備品としての記載がなかったということですかね、そうじゃないんですかね。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えいたします。

備品台帳には記載はございました。備品として扱っておりますが、備品としてあるけれども、その内容、その当時の購入日とか、購入金額などは空欄の状態となっております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

水山洋輔議員。

○1番（水山洋輔君）

承知しました。そしたら、今回その該当した椅子は古いものだという認識はあられたかと思えますし、管理においても、ちょっと経年劣化もあり老朽化もしているため、無償で修理をしていただくところもあって修理をされたというふうな御説明でした。備品台帳にも載っているものであって、そういうふうに市の公共施設で提供する場合、修理した段階で即時に修理確認とか、無償であっても、経費が発生していないものであっても、修理の確認ができるまでは使用しないとか、そういったところを当時どういうルールといいますか、取決めでされていたのか。

今後、そういった今回の経緯を踏まえて、無償にしろ、有償はもちろん確認はされると思うんですけれども、そこら辺の修理したものについての各備品の修理確認というのはどのように、全般的にいうとこれは財政課だと思うんですけれども、今回は担当部局としてはどのようにされるのか、お尋ねします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

水山議員がおっしゃったように、当時の椅子の管理といたしましては漫然とした管理をしていたものではなく、劣化が進んでいることを把握し、手入れをボランティアでしていただいていたものでございます。しかし、その状況につきましては記録も残っておらず、また、備品台帳にもその旨は記載しておりませんでした。

今後、こういった事故が起こらないように備品台帳の記載のあり方などについては、今はルールはありませんけれども、検討したいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

今言われました備品台帳に関して、教育部のお考えなのか、庁舎全体として備品台帳に関してチェックをされたのか、お尋ねいたします。

○議長（辻 浩一君）

副市長。

○副市長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

庁舎全体を挙げて備品台帳のチェックをしたのかというお尋ねですけれども、備品については、先ほど答弁がありましたように、年に1回ちゃんとチェックはしております。ただ、そこについての安全性の確認というのにつきましては、部課長会議、また政策会議等を通じましてしっかりと、特に市民の皆様がお使いになるようなものについては再度チェックをするようにということで私のほうから指示は出したところでございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

古川英子議員。

○3番（古川英子君）

分かりました。何年でしたか、新幹線の駅の反対側のところで工事中、樹木か何かの、道路の工事のところで踏み外してけがをされたというような事例もありました。

本当に、今この訴訟時代で、ちょっとしたことがこういうことになっていくんだなというのを感じましたので、お願いなんですけど、職員全員がやはりそういう認識の下に、全ての認識の下に動かないと、やはりこういうことがまた起こるのかな、いや、それをするからといって起こらないわけではないんですけれども、何か共通認識を持って進めていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（辻 浩一君）

答弁はよろしいですね。

○3番（古川英子君）続

はい。

○議長（辻 浩一君）

ほかに。教育部長。

○教育部長（筒井八重美君）

すみません、水山議員と古川議員の質問に対して、追加で答弁をさせていただきたいと思っています。

こういう修理だとか工事とかを行った後は、通常であれば、その修理をした物と、何年何月何日に検査が終わりましてというようなものと一緒に写真等も撮りまして、きちんとした形で嬉野市といたしましては確認をしているところでございます。

当時それができていなかったというところが、こちらの申し訳ないところだったなというふうには感じてはいるんですけれども、通常のそういう備品の管理だとか、工事後のそういう検査だとかというところについては、当市といたしましては現在きちんとしているものというふうに認識していただければと思っております。

以上となります。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

1件だけお尋ねいたします。

ちょっと期日が分からないんですけど、当初2,350万円ですかね、賠償金額が提示されたとお聞きしましたが、その期日がいつの時点なのかというのをお尋ねします。それと現在の1,500万円というのがいつ提示をされたのか。

それと、減額が八百数十万円の減額ですけど、その減額の主な内容、減額した理由、いろいろ積算して提示してあると思いますので、八百数十万円の減額の内容が分かればお願いいたします。

○議長（辻 浩一君）

教育総務課長。

○教育総務課長（森永智子君）

お答えをいたします。

最初の2,035万円という請求額は、令和6年12月に受け取った訴状の中で示された金額でございます。

その後、訴訟の協議が始まった後、令和7年6月7日に相手方から和解案として1,780万

円が提示をされております。これは、その協議の中で裁判所から、後遺障害の賠償額については、もともと相手方が420万円を示しておりましたが、ここを290万円とすることを検討するようにということが裁判所から指示がされたことで、金額が1,780万円という案が相手方から提案をされたものと考えられます。その後、双方の弁護士が協議をした中で1,500万円という和解金に決定したものでございます。

この金額が確認されたのは令和7年6月27日でございます。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

最初2,300万円ぐらいですかね。それと1,780万円と提示されてありますけど、減額の主な内容、例えば、後遺症等とか、それから治療費とか、弁護士等々は一応提示されていないかもしれないですけど、何が、後遺症ですか、それとも治療費が多くなったのか。治療日数が延びたのか、そこら辺の詳細が、一応大まかなことが分かりましたらお願いします。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

誤解のないように申し上げておきますけれども、私どもから意図してこの減額をしたわけではありません。それは司法の判断ということで御理解いただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

芦塚典子議員。

○13番（芦塚典子君）

一応、司法の判断で減額されたと思いますので、司法の判断はどのようにされたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（辻 浩一君）

市長。

○市長（村上大祐君）

それは裁判官が判断することありますので、私どもからの回答はできないものと思っております。

以上です。

○議長（辻 浩一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（辻 浩一君）

特にないようですので、これで議案第44号の質疑を終わります。

日程第5．討論・採決を行います。

これより、議案第44号 損害賠償の額を定め和解することについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで議案第44号の討論を終わります。

議案第44号について採決をいたします。

議案第44号を原案のとおり決定することについて、賛否の投票を求めます。それでは、投票をしてください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（辻 浩一君）

全員賛成であります。したがって、議案第44号 損害賠償の額を定め和解することについては決定をいたしました。

以上で本臨時会に提出された案件の質疑、討論・採決など、全ての日程が終了いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議決された議案については、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、嬉野市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 辻 浩 一

署名議員 川 内 聖 二

署名議員 増 田 朝 子

署名議員 森 田 明 彦